

## SPC 認証用語の定義意見公募に寄せられたご意見への回答

No	意見箇所	ご意見	回答
1	2.1 カテゴリの定義 再生原料製造 成形用再生材料製造	<p>意見内容：再生原料製造と成形用再生材料製造の両方に「造粒」が入っているが、位置づけの違いが分かりにくい。</p> <p>理由：再生原料製造においては100%再生資源のみをペレット化したもの、成形用再生材料製造においてはほかに添加樹脂等を加えてコンパウンドするものと捉えることができるため。</p> <p>変更提案：分かりやすくする場合、「造粒」についても注釈等で説明してはどうか。「造粒」は加工工程のことを指しており、再生原料製造と成形用再生材料製造では製造するものが違うだけである。</p>	<p>ご指摘の通り、「造粒」は加工工程であり、再生原料製造と成形用再生材料製造では加工目的が異なります。</p> <p>なお、2.1 カテゴリの定義内で用いている用語については、2.2 用語の定義を用いている旨を追記いたしました。申請カテゴリの選択において判断に迷われる場合は、2.2 用語の定義をご参照ください。</p>
2	2.1 カテゴリの定義 再生原料製造 成形用再生材料製造	<p>意見内容：異物除去や脱臭のみ行うプロセスはどちらのカテゴリに入るかが分かりにくい。</p> <p>理由：再生資源化前処理にて処理を行う場合と、再生原料製造にて行う場合の両方が考えられる。</p> <p>変更提案：本プロセスは、再生原料製造と成形用再生材料製造のどちらの工程にも存在するため、分かりやすくする場合は注釈等で説明してはどうか。100%再生資源のみを扱う場合は再生原料製造カテゴリ、添加等がある場合は成形用再生材料製造カテゴリとする。</p>	<p>2.1 カテゴリの定義にて記載しているプロセスはあくまで一部であり、全てのプロセスを網羅するものではございません。</p> <p>各事業所が「再生原料製造」「成形用再生材料製造」のどちらに該当するかは、原料を製造されているかコンパウンドを製造されているかでご判断ください。ご不明な点がございましたら、申請時に認証機関とご相談いただきたく存じます。</p> <p>なお、2.1 カテゴリの定義内で用いている用語については、2.2 用語の定義を用いている旨を追記いたしました。</p>
3	2.2 用語の定義 再生原料	<p>意見内容：「顧客との取り決めに基づいて」とあるが、顧客との取り決めがない場合は「再生原料」とは言わないという意味と捉えられる。</p> <p>理由：一般的な「再生原料」の意味ではなく、SPC 認証で評価するうえでの必要条件として明記されないため</p> <p>変更提案：SPC 認証で評価するうえで、「顧客との取り決め」は必要条件であることを整理してはかがか。</p>	<p>本文書に定める用語の定義は、SPC 認証において使用しているものであり、他制度または一般的な用語の定義とは異なる場合がある旨、1. はじめに で明記しています。</p>

No	意見箇所	ご意見	回答
4	2.2 用語の定義 再生資源	意見内容：一般的な「再生資源」のイメージと異なる。 理由：一般的な「再生資源」の意味ではなく、SPC 認証で評価するうえでの必要条件として明記されないため 変更提案：SPC 認証で扱うものは全て顧客との取り決めに基づくものであり、「再生資源」も一般的な意味とは異なり管理されているものであるということ必要条件として整理してはいかがか。	本文書に定める用語の定義は、SPC 認証において使用しているものであり、他制度または一般的な用語の定義とは異なる場合がある旨、1. はじめに で明記しています。
5	2.2 用語の定義 成形用再生材料	「成形用」と「成型用」の表記が混在している。	ご指摘ありがとうございます。「成形用」に統一しました。
6	2.2 用語の定義 プレコンシューマ材料	意見内容：「再使用」と「再利用」の意味が混在している。 理由：「再使用」は一般的にリユースの意味である。 変更提案：JIS にこのような記載があるようだが、再確認のうえ修正検討願いたい。	JIS の「再使用」という表記に加え、ISO での表記及び、本文書における整理に合わせて「回収・再投入」の意味である旨を追記しました。
7	2.2 用語の定義 プレコンシューマ材料 ※3	プレコンシューマ材料と PIR 材料は厳密には異なるのではないか。 1. Pre-consumer 定義（広義） 消費者に届く前のサプライチェーン上で発生した廃材由来の再生材。 範囲はやや広く、例えば：・加工工程で発生した端材 ・検査不合格品・流通段階で廃棄された未販売製品。「本来は製品にならず市場に出なかったもの」も含み得るとのこと。 2. PIR (Post-Industrial Recycled) 定義 工場の製造工程で発生したスクラップを再利用したもの。例・射出成形ランナー粉碎材・フィルム打ち抜き端材・押出し立ち上げロス。多くの規格では、PIR は Pre-consumer に含まれる関係性ではないかと。これらの点について、正確に定義いただいた方がよいかと考えます。	ご指摘ありがとうございます。「含まれる」という表記に修正のうえ、「同義として扱われる場合もある」として事例を記載いたしました。
8	2.2 用語の定義 マテリアルリサイクル ※5	「材料の化学構造をかえることなく」の意味が通じない。	ご指摘ありがとうございます。「材料の化学式の構造を」に修正しました。

以上